

## 平成30年度

### 消防委員会（第3回）会議結果

1 開催日時 平成31年3月14日（木）午後3時30分～午後5時15分

2 開催場所 成田市三里塚2番地  
三里塚消防署

3 出席者  
消防委員

大木 邦男、佐藤 弘、鈴木 由治、椿 孝司、青野 平、長谷川 能正  
朽木 茜、京須 與一、小泉 町子、宮川 文枝

10名

出席職員

消防長（大谷 昌利）、次長（大野 勝也）  
消防総務課長（青野 穰）、予防課長（渡辺 文明）  
警防課長（鵜澤 正明）、指揮指令課長（小川 晴夫）  
成田消防署長（八木 正道）、赤坂消防署長（山田 克己）  
三里塚消防署長（郡 政明）、大栄消防署長（大木 昭二）

10名

消防団

団長（村島 義則）、副団長（湯浅 雅明）  
副団長（岩立 一郎）、副団長（藤崎 和彦）

4名

事務局

消防総務課長補佐（松尾 芳幸）、消防総務課総務人事係長（藤崎 伸幸）  
消防総務課主査（久保木 章智）

3名

4 議事

報告第1号 平成31年度予算の概要について

青野消防総務課長：

平成31年度予算の概要についてご説明させていただきます。  
資料2ページをお開きください。  
消防費当初予算、歳入歳出の概要でございます。  
はじめに、歳入ですが、平成31年度も国庫及び県補助金を活用して消防水利、消防車両等の整備を図ってまいります。  
分担金及び負担金といたしまして、神崎町消防事務委託費負担金が98,649千円、

手数料といたしまして、危険物取扱に係る申請手数料が1,788千円、検査手数料が945千円、国庫補助金といたしまして31,205千円で、今年度は大型化学車、耐震性貯水槽2基の整備を予定しております。県費補助金といたしましては、4,555千円で、消防団車両としてポンプ車1台、小型動力ポンプ付積載車2台、消防団員の活動服等の整備を予定しております。雑入といたしまして5,737千円、高速道路における救急業務受託事業収入、消防団福祉共済費返還金を予定しております。

市債、消防債でございますが、常備消防では消防車両・装備強化整備事業債、消防水利整備事業債、非常備消防では消防団車両・装備強化整備事業債と消防団拠点施設整備事業債で、228,400千円を予定しております。

歳入合計371,302千円で、前年度比141,751千円の減額となります。主な要因としましては、三里塚消防署建設事業が平成30年度で終了したことによるものであります。

次に、歳出でございますが、消防費の総額は2,643,506千円で市予算との構成比は、4.4%になっております。

消防費は、消防本部、消防署を運営するための常備消防費と消防団を運営するための非常備消防費、消防団施設や消防水利を整備するための消防施設費に分かれておりまして、全体としては、昨年度と比較して201,265千円の減額となりました。

過去5年間の歳出につきましては、中段に市一般会計予算と消防費の歳出予算をグラフ化してございますが、大きな変動はございません。

次の円グラフは、消防費の構成割合であります。常備消防費が91.37%で2,415,342千円、非常備消防費が6.41%で169,390千円、消防施設費が2.22%で58,774千円でありました。

下段の棒グラフは年度ごとの消防費を区分別に示したものであります。

3ページをご覧ください。

平成31年度の事業別の予算について、対前年度比でお示しさせていただいております。

まず、常備消防費の主な事業としまして、人件費が1,934,686千円で、消防費全体の約73.2%を占めております。消防に関する経費につきましては、車両の燃料費、消防OAシステムの借り上げ料など45,625千円であります。消防庁舎整備事業につきましては、赤坂消防署公津分署の外壁改修工事に係る設計委託2,840千円であります。消防庁舎等管理事業につきましては、消防庁舎に係る光熱費及び修繕・各種委託業務など55,721千円であります。

次に、予防課が所管します事業のうち、火災予防に関する経費1,779千円でありますが、火災予防の各種事業に係る経費や火災原因調査に係る備品購入などによるものです。

次に、警防課の消防車両・装備強化整備事業につきましては、消防車両の更新及び修理や車検など182,440千円で、平成31年度の主な事業といたしましては、現在成田消防署に配備しております大型化学車と赤坂消防署に配備しております高規格救急車の更新整備を行います。

次に、指揮指令課の共同指令センター運用事業につきましては、ちば消防共同指令センターの維持管理に係る経費119,811千円で、同指令センターが運用開始から5か年が経過したことから、機器の安定稼働を図るため、平成30年度から引き続き指令センター機器の部分更新を図るものであります。

非常備消防費の主なものとして、消防団に関する経費につきましては、消防団員の報酬や負担金など114,044千円であります。

消防団員被服貸与事業につきましては、消防団活動に必要な活動服や安全装備品など14,189千円で、平成31年度から5か年で、全ての消防団員に1人2着の活動服を貸与することとなりました。

消防団車両・装備強化整備事業につきましては、消防団車両の更新及び修理など39,349千円で、平成31年度の主な事業といたしましては、第4分団第5部（東・西和泉）の消防ポンプ自動車と第4分団第7部（和田・関戸・東金山）、第7分団第8部（十余三）に配備しております小型動力ポンプ付積載車を更新整備します。

消防施設費の主なものとして、消防団拠点施設整備事業につきましては、消防器具庫の建設工事及び各種委託料など27,894千円で、平成31年度の主な事業といたしましては、第5分団第3部（土室）、第9分団第2部（大和田）の消防器具庫の建て替えを行います。

消防水利整備事業につきましては、貯水槽や消火栓などの消防水利の新設や維持管理、水道事業者が実施する消火栓設置事業への負担金など30,080千円で、今年度の主な事業といたしましては40tの耐震性貯水槽を大袋と新田に新設します。

平成31年度当初予算につきましては、予算特別委員会での審議を経て、今日7日に閉会した3月議会においてご可決いただいております。

以上、平成31年度当初予算の概要及び主要事業の説明とさせていただきます。

#### 【質疑等】

椿委員：指揮指令課の共同指令センター運用事業の予算額が、昨年の2倍以上に増えているのはなぜか。

小川指揮指令課長：共同指令センター通信機器の部分更新に伴い、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会において、平成30年度は事業の10%、平成31年度は90%と決定されておりますので、増額となっております。

椿委員：常備消防の車両更新について、故障している照明電源車の修理・更新予定はあるのか。

鵜澤警防課長：照明電源車は今年度に廃車いたします。現在、各署に配備している水槽付きポンプ自動車及びポンプ自動車は照明装置を備えており、照明電源車が廃車となっても夜間の消防活動に対応することができます。また、今まで成田消防署に配備していた救助工作車についても、照明装置を備えており、大栄消防署に配置予定です。

#### 報告第2号 平成30年消防概要について

##### (1) 火災の概要

渡辺予防課長：

平成30年の火災概要について報告いたします。

資料5ページをお開きください。

平成30年の火災件数は、62件で平成29年と同じ件数でございます。火災種別は、建物火災が最も多く28件で前年と比較し4件増です。続いて林野火災8件で3件の増、車両火災7件で1件減、その他の火災は19件で6件の減となっております。

なお、出火原因は、平成 30 年の火災報告書がすべて完成しておりませんので、掲載しておりません。未確定値ですが、おおよそ平成 30 年の特徴として、第 2 回当委員会で 1 月から 6 月までの出火原因について報告いたしました。継続して焼却行為の放置や十分な消火の確認を怠ったため、燃え広がってしまった「たき火、火入れ」が 15 件と全体の約 25% を占め最も多い傾向です。

次に、過去 10 年間の火災件数ですが、表のとおり増減を繰り返しながら減少傾向でございます。全国の火災件数も同様に減少傾向で、平成 21 年は 51,139 件、平成 28 年は 36,831 件、平成 29 年は 39,373 件となっており、平成 30 年は、まだ国から発表されておりません。

資料 6 ページをご覧ください。

月別火災件数は、2 月、5 月が最も多く、8 月が最も低い月でした。

地区別火災件数は、大栄地区が 11 件と最も多く、続いて成田地区の 10 件、下総地区の 8 件でした。傾向としては、大栄消防署管内が最も多く、出火原因は未確定値ではございますが、焼却行為などの放置によるものです。

#### 【質疑等】

宮川委員：過去 10 年間の火災件数で、平成 25 年の件数が多くなっているが、原因があるなら教えてもらいたい。

渡辺予防課長：一般的に火災原因の上位はタバコや放火であり、平成 25 年はそれらの原因の火災が多かった年であったことが考えられます。

宮川委員：月別火災件数で、5 月が多い原因は何か。

渡辺予防課長：雑草が生える時期であることから、清掃した雑草の焼却から燃え広がり、火災となる件数が増える傾向があります。

宮川委員：地区別火災件数で大栄地区が多い原因は何か。

渡辺予防課長：大栄地区は成田市の郊外に位置し、焼却行為が比較的多く見られることから、焼却行為からの逃火などによる火災件数が多くなっていると推測します。

#### (2) 救急の概要

鵜澤警防課長：

平成 30 年の救急概要について報告いたします。

資料の 7 ページをお開きください。

平成 30 年中の救急出動件数は 7,208 件、昨年比で 233 件増加、搬送人員が 6,277 人、前年比で 128 人増加しております。過去 10 年間を見ても、毎年増加を続けている状況であり、9 年前と比較しますと約 1,600 件増加しております。

8 ページをご覧ください。

事故種別救急出動件数ですが、急病が 4,666 件と最も多く、以下、一般負傷、交通事故の順となっております。

月別救急出動件数では、1月が704件と最も多く、以下、7月、8月の順でありました。

#### 【質疑等】

宮川委員：救急事故種別のうち、「医師搬送」とは何か。

鵜澤警防課長：「医師搬送」の主な活動は、医療機関間の医師の搬送です。また、救出に時間を要する現場に、医療機関から医師を搬送することもあります。

青野委員：救急救命士は現在何名いるのか。

青野消防総務課長：救急救命士の有資格者が52名いますが、そのうち管理職や本部勤務等で救急車に乗車しない職員を除きますと、43名になります。

#### (3) 救助の概要

鵜澤警防課長：

9ページをお開きください。

救助出動の概要についてですが、平成30年中の救助出動件数は107件で、種別ごとの件数では「その他の事故」が55件と最も多く、続いて交通事故が47件でありました。

「その他の事故」とは、施錠された室内や車内に急病人がいるなど鍵やドアの破壊が必要となるケース、反転やいたずら、現場なしの場合もその他の事故分類に該当となります。

#### (4) その他の概要

鵜澤警防課長：

その他の概要ですが、平成30年のその他の出動件数は1,049件で、種別ごとの出動件数では、PA連携が492件、続いて救急支援の285件、緊急確認の119件でありました。

#### (5) 119番の概要

小川指揮指令課長：

ちば消防共同指令センターの119番受付の概要についてご説明いたします。

資料の10ページをご覧ください。

昨年の119番通報月別統計ですが、ちば消防共同指令センターでは、220,190件の通報があり、一昨年と比較しますと、12,532件増加しており、そのうち、成田市においては、1,490件増加しております。

次に、119番通報種別統計ですが、ちば消防共同指令センターでは、火災・救助・その他災害が減少しているものの、救急については、6,852件、「※その他」は5,549件増加しております。

また、成田市においても、救急が323件、「※その他」は1,091件増加しており、1日平均で約28件の通報がありました。

なお、記載の件数は 119 番を受付、災害種別を選別し、出動指令を行ったものを計上しており、火災を受付した場合、消防隊が現場に到着し、結果、火災でなかった場合でも、火災通報として受付した件数に計上しています。

以上、簡単ではございますが、ちば消防共同指令センターで受付した 119 番通報について説明を終わります。

#### 【質疑等】

宮川委員：種別統計の種別で火災や救急の「続報」とは何か。

小川指揮指令課長：1 つの災害事案で、複数の通報があった場合に、続報としてカウントしています。

#### 報告第 3 号 成田市火災予防条例の改正について

渡辺予防課長：

本件は、平成 24 年に広島県で発生したホテル火災や平成 25 年に長崎県で発生したグループホーム火災等において、多数の死傷者が出たことを踏まえ、国からの通知により消防法令に重大な違反がある建物の情報を社会に公表する制度「違反对象物公表制度」を制定するため成田市火災予防条例を一部改正したものでございます。

配布いたしましたリーフレットの内容に沿って説明いたします。

表紙の挿絵をご覧くださいと、利用を予定した飲食店が安心して利用できるか調べるためホームページを検索しますと自動火災報知設備が未設置の情報がありました。自動火災報知設備は、火災をいち早く知らせる重要な警報設備です。はたして「安心して飲食ができるのか？」という内容の挿絵になっています。また、挿し絵の下には制度内容が書かれています。

リーフレットの中をご覧ください。

公表の対象となる建物の用途が記載されており、主な用途として、飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物が該当いたします。

次に公表の対象となる違反は、消防法令により設置が義務づけられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。屋内消火栓、スプリンクラー設備は、初期消火に必要な消火設備で火災の拡大を阻止する重要な消火設備です。また、自動火災報知設備は先ほど申し上げたように、いち早く熱や煙を感知し建物の中にいる人に早期に火災を知らせる警報設備です。

リーフレットの右ページをご覧ください。

ホームページなどに公表する内容は防火対象物の名称、防火対象物の住所、公表の対象となる違反設備等です。また、公表までの流れとして、立入検査を実施し、該当があった場合は立入検査結果通知書の交付から 14 日で市ホームページと消防本部予防課で閲覧できるようにします。なお、違反した事業者等には、立入検査結果通知書交付から 7 日までに公表する旨を通知します。また、公表の対象となった消防用設備等が設置されるまで公表は継続されます。

右ページ下段は、公表後の流れとして、違反に対する是正指導から警告、命令、

告発と消防法令及び成田市火災予防査察規程に基づき違反是正を進めます。

リーフレット裏側にお示しのとおり、総務省消防庁ホームページで各都市の公表状況を確認できます。

本市では、公表制度を平成 32 年 4 月 1 日から施行しますが、平成 31 年 4 月からの 1 年間は周知期間として、既に違反を把握している事業所に立入検査に出向き、公表制度を説明しながら周知と改善を求めてまいります。また、市ホームページでお知らせしてまいります。

資料 12 ページをご覧くださいと成田市火災予防条例第 48 条が根拠条項であります。この制度を運用するため、新たに成田市火災予防条例施行規則を制定し、条例と同じく平成 32 年 4 月 1 日から施行します。

7 傍聴者

0 人

8 次回開催日時（予定）

平成 31 年 6 月